

令和6年度第1回明石市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	令和6年8月23日（金） 午後2時～午後3時20分
場 所	明石市役所議会棟2階 大会議室
委 員 (敬称略)	(被保険者代表) 竹内委員、檜原委員、奥田委員 (保険医又は保険薬剤師代表) 石井委員、松村委員 (公益代表) 片山会長、柏原委員、中嶋委員 (被用者保険等被保険者代表) 新田委員、松島委員

1 開会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 委員の紹介

5 報告事項

国民健康保険事業特別会計の財政状況等について

事務局から資料1に基づき説明

<委員>

被保険者数の減少により収入が減る事は理解できるが、支出も人数の減少に伴い減ると思われる。被保険者の減少によって赤字が増える点が分かりにくい。

<事務局>

被保険者数が減少すると保険料収入は下がるが、1人当たりの医療費はむしろ上昇している状況である。本来はその分について保険料率を改定すれば良いのだが、明石市ではこれまで据え置いてきているため、医療費増加との差分が赤字の増加になっている状態である。

<委員>

医療費の増加による1人当たりの納付金の増加に伴い、赤字が増加しているということか。

<事務局>

はじめにご指摘いただいたとおり、被保険者数の減少によるものではなく、1人当たり医療費の増加に伴う1人当たり納付金の増加により、赤字が増えているものである。

<会長>

医療費は増加しているが保険料率を据え置いているということが赤字の原因という認識で良いか。本来払わなければならない保険料よりも低く抑えている事が、赤字拡大の要因になっているという事でよいか。

<事務局>

その通りである。

<委員>

2ページ(3)、県は令和4～6年度まで所得割の標準保険料率を少しずつ上げてきている一方で、市は据え置いている。県は令和9年度までの所得割の料率をある程度示しているのか。

また、市が令和4～6年度まで保険料を据え置いてきた事は市民にとっては負担軽減になっているが、令和9年度までに調整に入るのであれば、今後この3年間のしわ寄せが来て一気に料率が上がる事になりかねない。前ページの財政状況のとおり、このままでは基金が底を突く。保険料率は上げざるを得ないかと思う。その場合、県が示す料率に合わせていくような形になると思うが、財政的にまかなえる試算になるのか。

<事務局>

現時点では、県の令和9年度の標準保険料は13.3%前後、均等割と平等割も95,000円を越えてくるのではないかと考えている。ただこれは過去の伸び率からの予測であり、状況に応じて変わってくる。

市の方針については、このままでは基金が底をついてしまうため、それまでに料率改定が必要があると考えている。一方で令和7年度見込みで基金が約5億8,000万円残っているため、これを効果的に使いつつ、なるべく被保険者の方への負担が少なくなるよう保険料率を設定する必要があると考えている。

なお、県の示す標準保険料率は、この率にすると収支が均衡になるという参考値である。令和6年度末時点で基金は残り約11億円あり、例えば来年度に県の標準保険料率

に合わせてしまうとこの11億円を使うところなくなるため、標準保険料や基金残高を調整しながら、上げ幅を考えていきたい。

<委員>

後期高齢者医療制度に移行する方が増えると、納付金の負担額も若干下がり、支出も下がってくると思われる。そのあたりを見込んでしっかり料率の設定をしていく必要がある。

<会長>

保険料の資産割を廃止したことで所得割の比率が上がる心配があったが、一方で積み上がった基金は現役世代に還元していかなければならないものでもある。基金を活用しながら資産割を廃止した影響を抑えようとしていた最中にコロナの蔓延があり、十分な経済活動ができず収入が減少したため保険料の支払いが難しい世帯が増える状況となり、まさに基金を使うなら今だと被保険者へ還元した経緯がある。そして保険料を上げずに今に至るが、ここから再び緩やかに料率を上げていくよう、調整する必要あるという認識で良いかと思う。

国民健康保険保健事業の取り組み状況について

事務局から資料2に基づき説明

<委員>

1ページ(1)の②について、協会けんぽでも同様の取り組みを実施しているが、文書による勧奨で受療率が約11%と市の数値よりかなり低い。市の取り組みはどのような内容なのか、文書以外の勧奨もしているのか、参考に伺いたい。

<事務局>

(1)の①②とも対象者により方法は異なるが、文書による受診勧奨後、受診がない場合は電話勧奨や必要に応じて訪問勧奨を行う。

<会長>

おそらく対象者が少ないこともあり手厚くできていると思われる。比較は難しいかもしれない。

<委員>

2ページ(2)について、令和4年度から通知者数が急増している理由は何か。なお、重複服薬については、マイナ保険証の利用が進むにつれ削減されてくるのではないかと考えている。

<事務局>

通知者数については、多剤服薬者の基準を令和3年度は15剤以上、令和4年度は12剤以上、令和5年度は10剤以上と設定したため増加したものである。7剤以上を多剤服薬者としてはどうかという意見も以前にいただいております、引き続き検討していきたい。

<会長>

多剤併用の件については、マイナ保険証なら薬剤使用の履歴の閲覧が可能であり、今後自然にチェックできていくのではないかと。そのためには被保険者でマイナンバーカードの保険証紐づけを申請する必要があるが、医療現場では薬剤情報等の履歴の確認をしているのか。

<委員>

マイナ保険証の利用率はまだ低いですが、医療機関にはその履歴を見る義務があり、それに対するコメントを入れることになる。

多剤については新薬がどんどん出ているが、それをどうコントロールするかは医師会でも話題となった。70歳以上になると副作用で体を悪くする場合もあり、医療従事者も注意していかなければならない。

そこに認知症などが入ると複数の医療機関で同じ薬を処方されている事もある。最近は多くの方がお薬手帳を持っているためチェックしているが、薬局側の業務がますます大変になっていると思われる。

<委員>

マイナ保険証からどのような薬が処方されているかは、薬局でもチェックできるようになっている。お薬手帳だけではなく今後はマイナ保険証も活用していくことになる。ただどうしてもデータが反映されるまで、最短半月ほどのタイムラグが生じる。タイムリーな情報が得られる訳ではないため、お薬手帳を第一に見て、マイナ保険証でも履歴を見るという事になる。

多剤服薬は薬剤師会においても大きな問題と認識している。医師の方は診療で忙しいため、薬局が確認して医療機関へ連絡し修正するような地道な作業を行っているが、それでも繰り返し処方される場合もある。そのあたりは患者様との信頼関係や理解を

深めながら現場は取り組んでいく必要がある。

また10月から選定療養という方法が始まる。これは先発医薬品を希望する方には一定の自己負担を求めていく制度で、いきなり料金が追加されると問題になるため、すでに薬局で説明を始めている。感触としては、ある程度値上がりするなら次からはジェネリックで良いという人も一定数いる。ジェネリック医薬品の使用量の向上にはかなり寄与してくると思われ、普及のチャンスかと考えている。薬剤師はそのように動いているので、ご理解いただければ幸いである。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う被保険者証の廃止について

事務局から資料3、参考資料1及び2に基づき説明

<委員>

最も便利なのは「資格確認書」のように思える。マイナ保険証を持っていても使えない医療機関に行く場合は「資格情報のお知らせ」が必要になるが、「資格確認書」ならそれだけでどこでも受診ができる。国が決めた事ではあるが、このあたりはどうか。

<事務局>

現在93.96%の医療機関がマイナ保険証に対応した機器を導入しており、マイナ保険証でも資格確認書でも変わらない状況かと考えている。なお資格確認書のデメリットの1つは、マイナ保険証より初診料・再診料が少し高くなる点である。

<委員>

未導入の残り約7%について、市は何か対応するのか。100%にはならないものか。

<事務局>

未導入の医療機関の状況把握はできていないが、特定の医療機関に対してマイナ保険証が使用できないという趣旨の問い合わせや苦情は現時点では受けていないため、未導入の医療機関に対して市が働きかけを行う等は考えていない。

<会長>

薬局含め、日ごろ受診するような医療機関は、そこまで気にしなくても良い状況にはなってきていると思われる。

<委員>

私はマイナ保険証を持っていないので、「資格確認書」が申請によらず交付されるのはありがたい。1年ごとの更新と聞いていたが、情報が錯綜しておりこのように改めて示していただけてありがたい。マイナ保険証を持っていても、しばらくは「資格情報のお知らせ」も「資格確認書」のように交付されていくのか。

<事務局>

「資格情報のお知らせ」の交付の有無は年齢によって異なる。70～74歳の被保険者は毎年所得に応じて負担割合の変更があるため、年1回の送付を予定している。70歳未満の方については、一斉送付した後は資格情報の変更があるまで交付しない運用を国が示している。

<委員>

今の話に関連して、マイナンバーカードには有効期限があり、保険証が連携された場合、カードが無効になれば保険証も無効となり、カードでは受診できなくなる。一方で保険料は納付しているため保険適用で医療を受ける権利はある。若い人やあまり保険証を使わない人はカードの有効期限の更新手続きを忘れる可能性もあり、高齢で寝たきりの人は更新できる機会がなければ無効になってしまう。そのようなケースが今後問題になるのではと個人的に懸念している。

<会長>

今までは一斉に送られてきた保険証が、5年経ったら自分で更新しないといけないというのは大変かとは思う。

<事務局>

マイナンバーカード自体の有効期限は10年、保険証が紐づけられている電子証明は5年である。その期限到来の2～3か月前に地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からの通知が本人へ届き、今のところは本人が市区町村の窓口に来庁して更新することになっている。

<会長>

歩くのが大変な方や一人暮らしの方が増える中、代理人を指定しての申請というのは高齢になれば誰しも不安を感じるところで、今後の課題になると思われる。単身で縁者も近くに居ないような場合、公的機関による申請のサポートの仕組みが併せてあれば安心できるだろう。窓口に来なくても良いような仕組みは現時点で何かあるか。

<事務局>

本人の委任状があれば、代理人による申請が可能である。カードの導入開始後に後付けの仕組みができており、国が新たなマイナンバーカードの利用方法や手順など検討しているところである。窓口に来なくても良くなるような手段が正式に決まれば、お知らせする。

<委員>

国が決定済みの制度であり従わなければならないが、市も今後5年あたりには超高齢者も在宅療養者も一気に増える。在宅で認知症を患う患者に更新手続きを求める事はまず不可能。それを市役所の職員が行うのもまた大変な事で、一方、医療従事者としても保険証が切れてるから医療行為はできませんということにはならない。国の責任だが、国は今後各市区町村に対応を求めてくる可能性もある。今後の施策の検討が必要と考える。

<会長>

マイナ保険証を利用するためには、スマホでマイナンバーカードを登録したり、使える機種に変更する必要がある。そういった仕組みを使える人は全く問題ないが、そうでない人達の対応を真剣に検討いただけるとありがたい。

<委員>

マイナ保険証を持たない方への「資格確認書」の交付は、本人の申請に基づくのか、一斉に送られるのか。また、いつまで申請なしで交付できるのか。

<事務局>

当分の間は本人の申請によらずとも交付するという運用を示している。この「当分の間」の具体的な期間は示されていないが、マイナ保険証が浸透するまでは、こういった申請によらずとも交付する形をとると思われる。

<委員>

いつ頃に送付するのか。

<事務局>

市では今の保険証を8月1日期日で年に1度交付しているため、この「資格確認書」

も毎年8月1日に送付する予定としている。

<会長>

保険証がこの8月に出ており、次への準備期間が1年間と考えれば良いかと思う。1年先は「資格確認書」が自動で送られてくるが、その次の1年は分からないというイメージ。1年強の間にマイナ保険証の仕組みを浸透させなければならないというところか。

<委員>

「資格確認書」で受診するとマイナ保険証で受診するより医療費が高くなると聞いたが、実際はどの程度なのか。

<事務局>

診療報酬点数で2点＝20円なので、自己負担額は3割負担の方で6円である。

<委員>

国の制度ではあるが、それなら「資格確認書」を持っている方が確実に思える。マイナ保険証を持参し確認する場合には、通信障害などが想定される。そのあたりの対応について何かあるか。

<事務局>

通信障害時にはいくつか手段がある。受付で被保険者が資格申立書に被保険者番号や負担割合や記入して受診する方法や、以前の受診データを参照して対応して良いとも示されている。

<会長>

社会全体で実験的に使用を進めつつ、使い勝手を良くしていく必要がある。

<委員>

障害者医療等の各福祉医療費助成受給者証は現行のままか。

<事務局>

現時点では現行のままの予定である。

<委員>

協会けんぽでは「資格確認書」は、マイナ保険証をお持ちの方でも申請によって交付できるようになっている。

これは高齢者向けの対応としてや、マイナ保険証を持っていても「資格確認書」を交付した方が使い勝手が良いという背景から、申請に基づいて交付する事ができる予定であるが、国保ではできないのか。やはりマイナ保険証を使っていたらいたきたいため前に出していないのか。

なお、協会けんぽの保険証は期限がないため、現行の保険証は令和7年12月1日まで1年間使え、そのあとに申請によらず「資格確認書」を交付することが決まっている。ただ、国から手元の保険証の有効期限が切れてから使えるようにしてほしいとのことであったため、数日間か数か月間かは分からないが、受診できない期間が生じる可能性がある。

<委員>

協会けんぽの場合はマイナ保険証を持っていても申請により「資格確認書」を発行してもらえるようだが、国保の方はどうなのか。

<事務局>

マイナンバーカードを紛失中や更新中で使用できない方、医療機関にかかるのに第三者の同行が必要な方など資格確認に補助が必要な方については、申請により「資格確認書」の発行が可能である。

<会長>

誰でも申請できるのではなく、色々と条件が加わるのか。

<事務局>

申請により交付できる対象者は、国で条件が示されており、誰でも申請すれば「資格確認書」を持てるという訳ではなく、マイナ保険証を持っていても一定の条件を満たすような方には交付できるということになる。

<会長>

そういった点もホームページ等で分かりやすく情報発信をしていただくと、安心感が持てるだろう。

6 閉会